

# 公立大学法人前橋工科大学附属仮設図書館賃貸借業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

公立大学法人前橋工科大学附属仮設図書館賃貸借業務の企画提案を募集します。  
業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めます。

## 1 業務の趣旨・目的

本学は、附属図書館建屋の老朽化に伴い、令和8年度中に予定している新附属図書館の供用開始を見据え、一時的に、図書館が備える機能のうち、次に掲げるものを仮設施設（約160㎡）に移転し、運営するものとします。

### (1) 図書の貸出（図書室）機能

仮設施設のうち、約80㎡に、受付カウンター、事務室、図書検索コーナー、その他必要最小限の開架書架を移転します。

※ 開架書架には、貸出頻度の高い書籍を中心に備え置くものとします。

### (2) 閲覧室・学習室機能

仮設施設のうち、約80㎡を壁で区切って、閲覧室・学習室の機能を移転します。

上記の二つの機能を備える仮設施設を本学に賃貸借するものとします。これらの内容を理解して施工することができ、かつ、提案能力、経験等を有する最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

## 2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 公立大学法人前橋工科大学附属仮設図書館賃貸借業務
- (2) 業務内容 仮設図書館の設置、維持管理及び解体（別紙「要求水準書」のとおり）
- (3) 設置場所 前橋工科大学敷地内（前橋市上佐鳥町460番地1）
- (4) 賃貸借期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（48か月）

## 3 予算額等

72,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を予算の上限額とします。この上限額は、仮設図書館の賃貸借開始前の施設設置期間から賃貸借期間満了後の解体工事期間までの総額予算とし、仮設施設の建築に関連して不要となる既存設備の撤去及び処分費用、既存設備等の改修費用、賃貸借料及び保守点検料、火災保険料、公租公課など、本業務に係る費用を全て含むものとします。

支払は、本業務に係る費用の総額を48か月で除して得た金額を月額とし、賃貸借に係る各月の終了後に支払うことを原則とします。ただし、双方合意の上で変更する場合があります。

## 4 契約期間・履行期間

令和4年9月30日から令和9年5月31日まで

## 5 応募資格

応募資格は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できる事業者とします。

- (1) 令和4・5年度に前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有している者のうち、「役務等の提供」の区分で、大分類：リース・レンタル、小分類：その他（リース）の認定を受けているものであり、かつ、仮施設を自ら設計し、及び施工することができること。
- (2) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第3条に規定する者でないこと。
- (3) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第4条の規定により、一般競争入札への参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、手続開始の申立てをしている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公立大学法人前橋工科大学物品購入契約等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団関係者を本業務の再委託先としない者であること。
- (8) 応募時点において、事業者（本業務の遂行に必要な全ての関連事業者を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税その他の租税を滞納している者であること。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその利益となる活動を行う者であること。
  - ウ 宗教活動又は政治活動を目的としている者であること。

## 6 スケジュール

- (1) 公募型プロポーザルの実施に係る公告日 令和4年9月5日（月）
- (2) プロポーザル実施要領・仕様書の公表日 令和4年9月5日（月）
- (3) 質問受付期間 令和4年9月5日（月）から同月15日（木）まで
- (4) 質問書への回答期限 令和4年9月16日（金）
- (5) 提出書類の受付期限 令和4年9月20日（火）17時必着

(6) 審査に係るプレゼンテーションの実施日 令和4年9月26日(月)

(7) 審査結果通知書の発送日 令和4年9月27日(火) 予定

(8) 契約締結・業務開始 令和4年9月30日(金) 予定

※ 説明会は、開催しません。ただし、既存施設の把握のため、前橋工科大学に事前連絡及び予約の上、図面の閲覧及び現地確認を行うことができますものとします。

## 7 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間 令和4年9月5日(月) から同月15日(木) まで

(2) 質問書様式 様式1のとおり

(3) 提出方法

メールに添付して提出してください。メールの件名は、「公立大学法人前橋工科大学 附属仮設図書館貸借業務公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。

なお、質問受付時に事務局から受付完了メールを送付します。受付期間中に受付完了メールが届かない場合は、事務局まで電話で問い合わせてください。

ア 提出先 [jimu@maebashi-it.ac.jp](mailto:jimu@maebashi-it.ac.jp)

イ 回答方法 令和4年9月16日(金) までに、質問のあった全ての事業者にもメールで回答するとともに、前橋工科大学ホームページに掲載します。

## 8 応募の手続等

(1) 提出書類

5の応募資格を全て満たす事業者で、この公募型プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書・企画提案書を提出してください。

これらの書式は、令和4年9月5日(月)に前橋工科大学ホームページに掲載しますので、各自でダウンロードして使用してください(トップページ URL: <https://www.maebashi-it.ac.jp/>)。

ア 公募型プロポーザル応募申請書(様式2-1のとおり)

(ア) 受付期間 令和4年9月5日(月)から同月20日(火)17時まで(必着)

(イ) 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による。

(ウ) 公募型プロポーザル応募申請書の提出部数 2部

(エ) 添付書類 応募資格要件確認書(様式2-2のとおり)

イ 企画提案書(様式2-3のとおり)

(ア) 受付期間及び提出方法 公募型プロポーザル応募申請書と同じ。

(イ) 企画提案書の提出部数 紙出力9部及びデータを記録したCD2枚

※ 企画提案書のサイズは、A4版横向き両面印刷とし、やむを得ずA3版を使用する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込んでください。

※ 紙出力したものと同一データをCDに記録し、提出してください。データフォーマットは、Microsoft PowerPoint 又はPDF形式で記録してください。

(ウ) 企画提案書への記載事項

次に掲げる事項について、順番に記載してください。一つの事項の説明のために、複数のページを用いても構いません。

a 実績等

- (a) 地方公共団体その他本学と同種の団体への導入実績
- (b) 1年間を超える期間の使用に耐えるプレハブ施設の建築実績

b 実施体制

- (a) 業務の実施体制図及び従事者の専門知識・資格等
- (b) 仮設図書館の建築に係るスケジュール
- (c) 緊急時の対応について（建築期間・賃貸借期間）

c 提案機能

- (a) 仮設図書館のレイアウト案
- (b) 提案者が考える仮設図書館（仮設建築の特徴、必要な附属設備その他特筆すべき事項）
- (c) 耐震性能の表示
- (d) 概算費用・費用内訳明細

(2) 提出書類等に係る注意事項

ア 使用言語等

この公募型プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、日時は日本標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

イ 記載内容の変更等の禁止

提出していただいた書類を書き換え、差し替え、撤回し、又は再提出することは、できません。

ウ 提出書類の返却

提出していただいた書類は、返却しません。

エ 費用

応募申請に要する一切の費用は、事業者の負担とします。

オ 公表

この公募型プロポーザルの結果の公表を行う場合に、提出していただいた書類の内容の全部又は一部を使用することがあります。

カ 資料の取扱い

本学が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、検討の目的の範囲であっても、本学の下承を得ずに、第三者に使用させ、又は当該資料の内容を提示することを禁じます。

## 9 審査

提出していただいた書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、その結果、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の優先交渉権者とし

て決定し、業務委託に係る交渉を行います。

なお、この公募型プロポーザルの別紙要求水準書は、仮設図書館を円滑に設置・運営するための「案」であり、要求水準以上の機能・性能が認められれば、当該提案を受け入れるものとします。

(1) 審査

ア 日時 令和4年9月26日(月) ※詳細は、別途電子メールで連絡します。

イ 会場 前橋工科大学内 ※詳細は、別途電子メールで連絡します。

ウ プレゼンテーションの時間

1 事業者当たりの時間は、次のとおりとします。

(ア) デモンストレーション等のための機器等の確認 5分間

(イ) 企画提案の説明及びデモンストレーション 30分間

(ウ) 質疑応答 10分間

(エ) デモンストレーション等の機器等の片付け 5分間

エ その他

(ア) 会場には、本学がPC(提出のあった企画提案書のデータをダウンロードしたもの)、プロジェクター及びスクリーンを準備します。

(イ) プレゼンテーションは、本学が用意したPCを操作しながら行ってください。

(ウ) 説明者は、総括責任者を含め、3人以内とします(機器の操作者を除く。)

(エ) 応募者がプレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外します。

(オ) プレゼンテーション当日に参考資料等を追加する場合は、紙資料を配布しても構いませんが、プロジェクターに投影することは、できません。

(2) 選定審査委員会

優先交渉権者の選定に当たっては、本学に選定審査委員会を組織し、選定基準に基づいて事業者の評価を行います。

(3) 選定基準

評価項目	評価対象	配点
実績等	ア 地方公共団体その他本学と同種の団体への導入実績は十分か。 イ 直近の事業実施から不自然に期間が空くことなく実績が積み重ねられているか。 ウ 1年間を超える期間の使用に耐えるプレハブ施設の建築実績は、十分か。	20点
実施体制	ア 実施体制図は円滑に業務を遂行可能なものとなっているか。 イ 業務に従事する者の専門知識・資格等は十分か。 ウ 仮設図書館の建築に係るスケジュールは適切	30点

	か。 エ (建築期間中) 問題発生時や緊急時に対応する体制が構築されているか。 オ (賃貸借期間中) 問題発生時や緊急時に対応する体制が構築されているか。	
提案機能	ア 仮施設に係る本学の要求水準を反映させた提案となっているか。 イ 仮施設に係る本学の要求水準を上回る独自性のある機能・性能が認められるか。 ウ 耐震性能は十分か。	40点
価格評価		10点
合 計		100点

※ 次のいずれかに該当する事業者は、失格とします。

- ア 資格要件を欠く場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積金額が3に記載の予算の上限額を超える場合
- エ 提出書類等が提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- カ その他応募に関し不正行為があった場合

(4) 優先交渉権者（契約候補者）の決定方法

- ア 提出していただいた企画提案書等を審査し、最も優れている事業者を優先交渉権者として選定します。
- イ 優先交渉権者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た事業者の中から優先交渉権者を選定します。
- ウ 応募者が1事業者であっても、この公募型プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、その者が最低基準を満たせなかった場合は、優先交渉権者として選定しません。

(5) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者の選定結果は、全ての応募者に文書により通知するとともに、本学のホームページで公表します。

(6) その他の留意事項

- ア 応募者に関する実地調査  
 審査に当たり選定審査委員会が必要と認める場合は、事業者が経営する企業等の実地調査を行うことがあります。
- イ 選定審査委員会の委員との接触  
 事業者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

## 10 契約

- (1) 本学は、選定審査委員会で審査の上決定した優先交渉権者との間で契約締結のための交渉を行います。
- (2) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、本学との交渉により、決定します。
- (3) 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (4) 契約保証金は、公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第34条第7号の規定により、免除とします。
- (5) 優先交渉権者が契約締結までの間に、失格事項に該当することが判明した場合は、交渉権を失います。この場合において、次順位者に対し交渉権が与えられるものとします。
- (6) 本学は、契約締結後においても、契約の相手方に失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、当該契約を解除することができるものとします。

## 11 別添資料等

- (1) 要求水準書（別紙）
- (2) 質問書（様式1）
- (3) 公募型プロポーザル応募申請書（様式2-1）
- (4) 応募資格要件確認書（様式2-2）
- (5) 企画提案書（様式2-3）

## 12 提出先・問合せ先

〒371-0816

群馬県前橋市上佐鳥町460番地1

公立大学法人前橋工科大学

事務局総務課施設管理係

担当 綱島・五十嵐

電話番号 027-265-0111

FAX 027-265-3837

Email : jim@maebashi-it.ac.jp